

福 井 県

「福井県道路交通法施行細則」の一部改正（案）に関する 県民パブリックコメントの募集について

令和2年9月15日
福井県警察本部交通部
交通企画課

福井県公安委員会では、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第2項の規定を受けて「福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）」により、軽車両の乗車人員について定めています。

平成30年に自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく自転車活用推進計画が策定され、タンDEM自転車の乗車人員の制限の見直しについて、所要の検討を行うこととされました。

現行の規則では、本県内でタンDEM自転車に運転者以外の者を乗せて乗車することができるのは、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路に限られていることから、この制限を見直すため、本規則を一部改正しようとするものです。

改正内容については、「福井県道路交通法施行細則」の一部改正（案）の概要のとおりですので、以下の募集要項に基づき、県民の皆様のご意見を募集します。

なお、いただいたご意見に概要につきましては、後日公表させていただきます。

【意見募集要領】

- 意見募集案件
「福井県道路交通法施行細則」の一部改正（案）について
- 参考資料の名称
「福井県道路交通法施行細則」の一部改正（案）の概要
- 参考資料の入手方法
 - 県政情報センター（県庁1階）および各合同庁舎の地区県政情報コーナー
 - 県警本部受付および県内の各警察署
 - 福井県警察のホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/kenkei/kotubu/kkikak/publiccomment/publiccomment.html>
- 意見の提出先
福井県警察本部 交通部 交通企画課 規則改正担当
- 意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

記載された個人情報は、「福井県道路交通法施行細則」の一部改正以外の目的には使用しません。

「意見書」に意見を記載の上、以下の宛先まで送付してください。

- (1) 郵送による意見提出（※提出期限必着）
〒910-8515（住所記入不要）
福井県警察本部 交通部 交通企画課 規制改正担当 あて
- (2) FAXによる意見提出
FAX番号 0776-28-0036
- (3) 電子メールによる意見提出
アドレス：kenkei@police.pref.fukui.lg.jp

6 意見の提出期限

令和2年9月30日（水）

7 意見等の取扱い

- (1) 意見は、規則を運用するうえで参考とさせていただきます。
- (2) 意見の概要と、それに対する県警察の考え方を福井県のホームページに一定期間公表いたします。（住所、氏名、電話番号等の個人情報は公表いたしません。）
ただし、意見のうち賛否だけの結論や、趣旨が不明確な意見には、県警察の考え方をお示しできない場合があります。
- (3) 意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) 個人および団体等に係る情報は公表いたしません。
- (5) 電話での意見等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

- (1) 担当部署
福井県警察本部 交通部 交通企画課 規則改正担当
- (2) 電話番号
0776-22-2880 内線5022、5023